

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

〔平成八年六月十四日〕
〔法律第八十五号〕

治
平成 九年 五月 九日号外法律第五〇号「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則八項による改正」
平成一一年二月二日号外法律第六〇号「中央官庁等改革関係法律第九八条による改正」
平成一四年 七月二日号外法律第八五号「建築基準法等の一部を改正する法律附則一六条による改正」
平成一六年 六月二日号外法律第六七号「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則一三条による改正」
平成一六年 六月二日号外法律第七七号「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一三条による改正」
平成一六年 六月一八日号外法律第一一一号「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一七条による改正」
平成一八年 六月二日号外法律第五〇号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一六三条による改正」
平成一八年 六月二日号外法律第九二号「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則一〇条による改正」
平成二〇年 五月二三日号外法律第四〇号「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律附則一三条による改正」

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び景観法(平成十六年法律第十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
本条の一部改正(平成一六年六月法律七六号・一一号)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合においては、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、

第一項 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び景観法(平成十六年法律第十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
本条の一部改正(平成一六年六月法律七六号・一一号)

当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。
2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しななければならない。当該指定の後、新たにその措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。
(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七十二条若しくは第五十八条第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)(若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七十五条若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八十五条若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。))の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)(の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、特定非常

災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるための必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)(を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)(により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)(に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行つものとする。
3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)(は、特定非常災害の被害者で

あつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
一 項…一部改正(平成一二年二月法律一六〇号)

第四項 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)(であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)(が問われるこ

とを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)(を定めることができる。
2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。
3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五項 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなつた法人に対しては、第二項第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算

号)の施行の日から施行する。ただし、「中略」第十七条〔中略〕並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日〔平成一七年六月一日〕から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〕平成一八年六月法律第四八号)の施行の日〔平成二〇年二月一日〕から施行する。〔後略〕

附則〔平成一八年六月二日法律第九二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成一九年三月政令四八号により、平成一九・六・二〇から施行〕

附則〔平成二〇年五月十三日法律第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二〇年一〇月政令三三六号により、平成二〇・一一・四から施行〕

◎被災者生活再建支援法

〔平成十年五月二十二日〕
法律第六十六号

沿革

平成一一年一二月二日号外法律第一六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法一〇〇条による改正〕

平成一六年三月三日号外法律第一三三号〔第一次改正〕

平成一八年六月二日号外法律第五〇号〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一六六条による改正〕
平成一九年一月一六日号外法律第一一四号〔第二次改正〕

被災者生活再建支援法をここに公布する。

被災者生活再建支援法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条―第五

条)

第三章 被災者生活再建支援法人(第六条―第十七

条)

第四章 国の補助等(第十八条―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条・第二十二条)

第六章 罰則(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)